

経営強化ローン「がんばる商店街応援資金」

平成 26 年 2 月 17 日現在

商 品 名(愛称名)	マイティサポート「がんばる商店街応援資金」
特 徴	本商品は、地域活性化事業の一環として、商店街の活性化に取り組む団体またはその構成員に対し、活性化事業に要する資金を提供し、事業の実現性を高めることを目的としております。
ご利用いただける方	次の要件をすべて満たす方 (1)別に定める行政及び商工会議所が実施する商店街支援施策を活用し、補助金または助成金の交付を受けて活性化事業を行う商店街組織または構成員の方。 (2)当金庫の融資審査の基準に該当する方。
お使いみち	行政及び商工会議所が実施する商店街支援施策を活用して実施する事業に必要な設備資金または運転資金。
ご融資限度額	設備資金・運転資金とも、それぞれ 100 万円以上 1,000 万円まで
ご融資形式	証書貸付
ご返済方法	元金均等毎月返済(6ヶ月まで元金返済の据置が可能です)
ご利用期間	運転資金 5 年以内 設備資金 7 年以内
ご融資利率	固定金利 2.000%
担 保	原則として不要 ただし、財務内容を鑑み必要に応じ保証協会付きにて取り扱うことも可とします。
保証人	連帯保証人については経営者保証に関するガイドラインに則り、個別に検討させていただきます。
徴求書類	本商品の審査にあたっては、つぎの書類を徴求させていただきます。 (1)行政または、商工会議所が発行する支援施策の認定を称する書類の写し (2)直近 2 期の決算書(決算申告書)の写し (3)事業計画書をもとに返済財源を検討する場合には、事業計画書。 (4)設備資金の場合は、見積書・請負契約書など資金使途及び金額確認資料
苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9 時～17 時、電話:0120-812-504)にお申し出ください 【紛争解決措置】所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出下さい なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です
その他の参考事項	(1)本商品の対象となる施策は以下の通りです。 (焼津市) (静岡市) ①個店魅力アップ支援事業 ①「商店街環境整備事業補助金」 ②商店街空き店舗利活用支援事業 ②「商店街一点逸品運動推進事業補助金」 (藤枝市) ③「商店街空き店舗総合活用事業補助金」 ①商店街いきいき活動コンペ事業 ④「ショップモビリティ推進事業補助金」 ②商店街高度化支援事業 ⑤「商店街トータルサポート事業補助金」 ③商店街空き店舗対策事業 ④商店街街路灯のECOチェンジ支援事業 ⑤藤枝市商店街開業チャンス！応援事業 (2)お申込に際しましては事前の審査をさせていただきます。審査の結果によりましてはご希望に添えない場合もありますので、予めご了承下さい。 (3)保証協会の保証を利用する場合には、保証協会所定の保証料が別途必要となります。 (4)金利、返済額の試算、説明書の入手については店頭または担当者へお申し付け下さい。

(1/1)

融-6